

施 策 自然環境保全意識の高揚

担当  
部署

環境課

No. 8 - 1

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	8 自然環境の保全と活用
基本方針	自然と人との共生のしくみや自然のすばらしさを学び、市民みんなでふるさとの自然を守っていくという環境保全意識の高揚に努めます。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度(進捗評価)
			基準年	数 値				
環境フェスタなどの環境保全意識啓発イベントへの参加者数	参加者数/年	人	H18	2,000	700	2,500	0.0%	D

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度(進捗評価)
			基準年	数 値				
水辺の教室(参加者数)	参加者数/年	人	H20	27	36	40	69.2%	C
水辺の教室(実施回数)	回数/年	回	H20	1	1	1	100.0%	A
環境展の開催	参加人数	人	H25	400	600	600	100.0%	A

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

①環境学習の推進	おのだサンパークを会場とし、6月上旬に実施している。内容は、地球環境、市内の環境、生活環境、リサイクル関係の展示を行っている。また、展示内容を理解していただくため、これらの展示物を題材としたクイズを行い、正解者に粗品を進呈している。
②自然とのふれあいの確保	「水辺の教室開催事業」親と子が一緒になって、身近な水辺に親しみ、河川に生息している水生生物を観察して水質を調査することによって環境保全意識を高める。昭和60年から実施。ちらし、広報などで、小学3年生以上の親子を募集し、厚狭川で水生生物を指標とした水質評価を行い、考察する。

## (4)施策の取組内容の成果とその要因

基本方針にある自然と人との共生のしくみや自然のすばらしさを市民参加型により啓発することによって環境保全意識の高揚につながっていると実感している。特に親子をターゲットにしていることが、その効果につながっている。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

目標設定数に比べ、実際の人数は数えられるものだけを挙げているため、人数把握には毎年差が出てくる。各催物としては、毎年賑わいを見せており、啓発もしっかりとできていると感じている。設定する目標指標を再検討する必要がある。事業展開的に特段の問題はないとの認められ、今後も啓発に向けた取組を進めていく必要がある。

## (2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	~	
	~	
	~	

## (3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

市民の自然環境を大切にすべきであるという意識改革は、誰の心にも潜在しているものである。引き続き、市民参加型の事業を進め、啓発を図る必要がある。

施 策 自然環境の保全と適正活用

担当  
部署

農林水産課

No. 8 - 2

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	8 自然環境の保全と活用
基本方針	自然との共生を基本に、森林・農地や海・河川など自然環境の保全を市民とともに推進します。		

## 2 成果及び施策展開

## (1) 目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値 H27年度	目標値 H29年度	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
エコファーマー※の割合	エコファーマーの数÷主業農家数×100	%	H18.4	10.2	23	30	64.6%	C
※エコファーマー：「土づくり・減化学肥料・減化学農薬」の3つの技術に一体的に取り組む農業者のこと。								

## (2) 事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値 H27年度	目標値 H29年度	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
多面的機能支払制度の活動農用地面積	多面的機能支払制度を活用し、農地を維持する。	ha	H21	740	674	675	0.0%	C
地域が育む豊かな森林づくり推進事業の対象面積	繁茂竹林の伐採や広葉樹の植栽、野生鳥獣の隠れ家となる藪の整備を行う。	ha	H27	0.98	0.98	1.12	0.0%	D
エコファーマー認定を受け、環境保全型農業直接支払交付金事業を行っている団体。	減農薬や有機農法により地球環境の保全に取り組む。	団体	H23	1	1	1	0.0%	A

## (3) 基本事業(施策展開)の取組内容

①森林・里山環境の保全	地域住民やボランティア団体等と協力しつつ、山間地域の森林整備を促進し、荒廃の進む森林・里山環境を保全する。
②農地環境の保全	遊休農地等の有効活用の促進、エコファーマーへの支援への取組、非農業者の参加による農地・農業用水・ため池等の保全管理を推進する。

## (4) 施策の取組内容の成果とその要因

- ・減農薬や有機農法により地球環境の保全に取り組むエコファーマーの数を増やし、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させることを目標としている。
- ・多面的機能支払制度を活用し、共同作業や施設の長寿命化など費用を充てて農地を保全している。現行の活動面積を維持していくことを目標としている。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

- ・減農薬や有機農法により地球環境の保全に取り組むエコファーマーが徐々に増えているが、それ以上に耕作放棄地が増加しており、その解消が求められる。
- ・多面的機能支払制度の事務手続の煩雑さ等から取組をやめたいとする団体も出てきている。今後は団体の統合を進め、土地改良区規模で活動することで継続を図っていきたい。

## (2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	H27 ~	農業の有する多面的機能の発揮の促進を行う区域及び目標を定めている。
	~	
	~	

## (3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

- ・減農薬や有機農法により地球環境の保全に取り組むエコファーマーが徐々に増えているが、それ以上に耕作放棄地が増加しており、その解消が求められる。予算が全体的に減少傾向にある。
- ・多面的機能支払制度の国の予算は減少傾向にあり、新規の資源向上支払(施設の長寿命化)に取り組む場合は、交付単価が6分の5を乗じた額となる。

施 策 自然環境の保全と適正活用

担当 部署 農業委員会事務局

No. 8 - 2

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	8 自然環境の保全と活用
基本方針	自然との共生を基本に、森林・農地や海・河川など自然環境の保全を市民とともに推進します。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
調査筆数	遊休農地の発生防止及び解消のため農地利用状況調査を実施する	筆	H26	22,148	22,148	22,148	100.0%	A
入力筆数	農地情報の共有化を図るために、農地台帳システムに農地情報を入力する	筆	H26	22,148	22,148	22,148	100.0%	A
農地台帳システム更新	現行の農地台帳システムを新農地情報公開システムに移行する。					完全移行		

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

②農地環境の保全	遊休農地の発生防止及び解消のため農地利用状況調査を実施した。 農地情報の共有化を図るために、農地台帳システムに農地情報を入力した。

## (4)施策の取組内容の成果とその要因

農地台帳システムを導入し、市域の全ての農地の情報を一元的に管理することができた。  
農地について識見を有する調査員を雇用し、有効で確実な調査を実施することができた。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

- ・LGWAN回線を利用して全国の農地を一元的に管理し、閲覧することができる新農地情報公開システム(フェーズ2)を国が構築した。本市農業委員会の農地台帳システムをこのフェーズ2に完全移行し、全国どこからでも本市の農地情報に触れることができるようデータの処理を行う必要がある。
- ・農地利用意向状況調査を適切に実施して遊休農地の状況を把握し、農業委員等と連携して遊休農地の発生防止と解消に向けた取組を実践する必要がある。

## (2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	～	
	～	
	～	

## (3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

耕作放棄地の解消は、国の農業政策の大きな課題である。平成26年に農地法が改正され、遊休農地に関する措置が義務付けられた。今後、遊休農地の解消に向けた取組を適切に実施しないと、農政に関する交付金のカットや所有者への課税強化など厳しい措置が講じられる。

施 策 自然環境の保全と適正活用

担当  
部署

環境課

No. 8 - 2

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	8 自然環境の保全と活用
基本方針	自然との共生を基本に、森林・農地や河川など自然環境の保全を市民とともに推進します。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
山・川・海等の自然環境の保全に対する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18.1	50.0	H27年度	H29年度	増やす	3.8

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
山陽地区河川清掃	参加人数	人	H23	5,057	4,800	5,000	0.0%	C

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

③海・河川環境の保全	山陽地区において、昭和38年から毎年7月頃に、「河川海岸清掃大会」と称して全体参加者約5千人の、大規模な清掃活動を実施しており、地域の環境保全を推進する恒例の取組となっている。

## (4)施策の取組内容の成果とその要因

特に過去から水害の多かった山陽地区においては、地域を流れる数々の河川環境を自らの手で守っていくという意識が非常に高いといえる。自治会の枠を越え、校区を単位に取り組んでいることで、その活動の必要性が引き継がれている。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

人口減少により、河川をはじめ、森林、里山、農地、ため池などの管理は年々難しくなってきている。市民みんなでふるさとの自然を維持していくための取り組みを今以上に理解していただき、継続することによって認識を深めていかなければならない。

## (2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	~	
	~	
	~	

## (3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

少子化による人口減少と高齢化により、活動に取り組む世代がますます減少してきている。

施 策 自然環境の保全と適正活用

担当  
部署

下水道課

No. 8 - 2

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	8 自然環境の保全と活用
基本方針	自然と共生を基本に、森林、農地や海・河川など自然環境の保全を市民とともに推進します。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度(進捗評価)
			基準年	数 値				

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度(進捗評価)
			基準年	数 値				
西の浜遊水池の浚渫(しゅんせつ)回数		回／年	H21	1	1	1	100.0%	A

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

③海・河川環境の保全	西の浜遊水池はポンプ施設の調整池として位置づけられているが、通常は流量が少ないため、汚泥が堆積し易く悪臭の一因となっている。周囲には民家や保育園が隣接しており、定期的に浚渫している。

## (4)施策の取組内容の成果とその要因

年1回の浚渫で悪臭の防止と調整池の機能回復を図った。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

年1回浚渫を行うことにより、ポンプ施設の調整池としての機能保全及び悪臭防止による周辺の環境保持を適切に行っており、事業の取組に当って特段の課題はないと考える。

## (2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	~	
	~	
	~	

## (3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

西の浜遊水池の周辺には民家や保育園が隣接しており、悪臭防止のため今後も定期的な浚渫が必要である。

## 施 策 良質な居住の確保

担当  
部署 建築住宅課

No. 9 - 1

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり
基本方針	定住促進をはじめ、UJIターン支援、多様化するライフスタイルや高齢社会に対応した良質な住宅の供給促進など、総合的な住宅政策の展開を図ります。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
質の高い住宅の割合	誘導居住水準以上世帯の割合	%	H18	59.0	68.0	70.0	81.8%	B
良好な住宅・宅地の供給に対する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18	48.0	53.30	増やす	5.3	A

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

①総合的な住宅政策の展開	「住宅マスターplan」に基づいた総合的な住宅行政を進めてきた。
③高齢者住宅の普及	「高齢者優良賃貸住宅」への家賃補助を行ってきた。
④公営住宅の整備と適正管理	市営住宅の老朽化が進む中、計画的な整備と適正な維持管理を行ってきた。
⑤住まいづくりの推進体制づくり	住まいづくりに関してさまざまな情報提供等を行ってきたが、「住宅リフォーム資金助成制度」はおおむね好評で、住まいづくりの推進体制づくりの一翼を担っている。

## (4) 施策の取組内容の成果とその要因

「住宅マスタープラン」を柱に住宅行政を進めてきたが、住宅行政は単独では成果を発揮しにくく、社会情勢、経済情勢に多大に影響される。  
 具体的な施策では、民間住宅に関しては、「住宅リフォーム資金助成制度」を施策の目玉にしてきた。おおむね好評を得ている。  
 市営住宅の管理においては、限られた財源の中で、対応が後手に回っている面は否めない。今後、建物の老朽化がますます進行し、維持管理コストの高騰が予想される。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

本市の住宅行政の柱となるのは、「住宅マスタープラン」である。しかし、住宅行政は単独では成果を発揮しにくく、社会情勢、経済情勢に多大に影響されるため、国・県及び市の他のセクションの様々な施策とリンクして進めていく必要がある。  
 「住宅リフォーム資金助成制度」はおおむね好評を得ており、今後も継続していきたい。ただし、個人の資産形成を利する政策においては、常にその公共性を問わなければならない。  
 市営住宅の管理においては、今後、建物の老朽化がますます進行し、維持管理コストの高騰が予想される。よりきめ細かい、計画的な維持管理が必要となる。借地の早期解消も課題となる。

## (2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市住宅マスタープラン	H24～H29	国土交通省の要綱に基づいて作成。「山口県住宅マスタープラン(山口県住生活基本計画)」との整合性を図りながら、策定したもの。本市における住宅政策の基本となる。
	～	
	～	

## (3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

住生活に関する世論は常に意識しておく必要がある。

施 策 良質な居住の確保

担当  
部署

企画課

No. 9 - 1

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり
基本方針	定住促進をはじめ、UJIターン支援、多様化するライフスタイルや高齢社会に対応した良質な住宅の供給促進など、総合的な住宅政策の展開を図ります。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値 H27年度	目標値 H29年度	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値 H27年度	目標値 H29年度	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
本市へのUJIターン者(転入奨励金交付対象者など、把握できたもの)		人	H22	0	71	90	78.9%	B

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

②良好な住宅の供給促進	UJIターン推進支援事業として、UJIターン者に対して、本市の魅力を提供し、UJIターン者の増加に努めた。 また、転入促進事業として、市外からの転入を促進するための新たな施策として、転入奨励金を交付することで、市内での住宅の取得を促し、定住人口の確保を図った。

## (4) 施策の取組内容の成果とその要因

多様なライフスタイルを求める都市圏からのUJIターン気運の高まりを背景に、UJIターン希望者への支援を行うものとして、本市ホームページや県が実施する事業を活用して情報発信を行っていた。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

本市でも人口減少が進む中、大学進学時に転出した若者が帰ってこないという状況に鑑み、若者の定住促進の観点から、地元雇用の確保が急務である。

## (2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略	H27 ~ H31	人口減少問題の克服に向けて今後目指すべき将来の方向と、今後5年間で取り組む施策、目標等を定めるもの。
	~	
	~	

## (3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

全国的に地方創生の取組が進められる中で、都市間競争となっている点も否めないことから、若い世代から選ばれる、魅力あるまちづくりが求められる。

## 施 策 公園・緑地の整備・保全

担当 部署  
都市計画課

No. 9 - 2

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章 うるおいのある快適なまちづくり	政 策	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり
基本方針	緑豊かでうるおいのある快適な環境づくりを進めるため、都市公園の整備と適正な管理運営、恵まれた緑地の保全を図るとともに、市民参加により都市にうるおいをもたらす緑化を推進します。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度(進捗評価)
			基準年	数 値				
市民一人当たりの都市公園面積	開設都市公園面積÷住民基本台帳人口	m <sup>2</sup>	H19	30.7	45.4	45	102.8%	A
身近な水辺、緑地、街区(児童)公園の整備に対する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18	49.0	50.4	増やす	1.4	A

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度(進捗評価)
			基準年	数 値				
江戸公園の来園者数	来場者数	人	H25	160,000	166,621	170,000	66.2%	C
緑化推進協議会加入件数	市内企業、各世帯の加入状況	件	H26	15,000	14,589	15,000	97.3%	B
指定管理数	指定管理制度導入施設数	か所	H27	60	60	64		A

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

①都市公園の整備・管理	都市公園の充実を図るため、厚狭駅土地区画整理事業地内の公園・緑地と新生町ふれあい公園を整備した。公園利用者の安全性や快適性の向上を図るために、指定管理者制度も活用して、適正で効率的な維持管理を行った。開設から数十年経過している公園が多く、老朽化した施設、遊具等の補修、老朽化した樹木の更新を適宜行った。
②緑地の保全	糸根公園及び若山公園の貴重な松を守るために、適切なサイクルで薬剤の樹幹注入を行い松枯れを防止した。
③緑化の推進	市内の緑の配置に関する基本的な方針となる「緑の基本計画」を策定した。 緑化意識の高揚を目指し、山陽小野田市緑化推進協議会が行う都市緑化祭、希望の森植樹等などの事業を支援する。事業所、自治会、個人に樹木等を配布し、まちにうるおいをもたらす緑化を推進した。

**(4) 施策の取組内容の成果とその要因**

江戸川公園が山口県から移管され人口1人当たりの開設公園面積は、全国的にも高い水準となった。また、指定管理者制度を導入し、民間の力を借りることで、有効的にきめ細やかな維持管理を行い、利用者数の増加、満足度の増加に努めており、公園の整備に対する満足度は56%に増加している。  
しかし、開設から数十年経過している公園が多く、施設、遊具、樹木とも老朽化が目立つ為、公園の内容充実が求められている。

**3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性****(1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題**

大規模公園から街区公園まで多くの公園を有しているが、開設から数十年経過している場所も多く、年々、利用者の安全性や快適性を十分に確保することが難しい状況となっている。  
維持管理には適切な管理計画が不可欠である。施設の改修又は更新も計画的に進める必要がある。  
また、市民、行政、企業が一体となり、ますますの緑化推進を図る必要がある。

**(2) 関連する個別計画**

計画名	計画年度	計画内容
緑の基本計画	H28～H37	都市緑地法第4条に基づき、都市公園の整備や民間施設などを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを含んだ、緑に関する基本的な方針を定めるものである。
	～	
	～	

**(3) 施策を取り巻く状況**

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

緑の基本計画の作成時に行った市民アンケート調査(平成26年11月)では、公園整備の満足度は56.0%だった。

## 施 策 上水道の整備

担当  
部署

水道局

No 9 - 3

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり
基本方針	豊かでうるおいのある生活環境を実現するため、水道事業総合計画に基づいて「安全でおいしい水」の供給に努めるとともに、健全経営の維持とサービスの向上を図ります。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
水道普及率	給水人口÷給水区域内人口×100	%	H18	99.5	99.5	100	0.0%	D
水道有収率	年間総有収水量÷年間総配水量×100	%	H17	87.0	87.0	90.0	0.0%	D

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
配水池新設	山陽地区での新配水池の築造(2,500m³×2)	%	26	0	59.4	100	100.0%	A
鴨庄浄水場施設整備	浄水場管理棟・浄水池・送水ポンプ施設等の更新	%	26	0	23	100	100.0%	A
水道展の開催	水道事業の内容や現状を広く市民にPRする	回	20	0	1	1	100.0%	A

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

①安心・快適な給水の確保	・厚狭川の豪雨災害により被災した鴨庄浄水場の管理棟・浄水池・送水ポンプ施設更新(平成28年度完成予定) ・老朽化した鴨庄浄水場ろ過池の更新 ・第一送水管(高尾配水池)及び第二送水管(竜王山配水池)の更新 ・鴨庄浄水場南井戸導水管の更新 ・鴨庄浄水場井戸水に紫外線装置処理装置の設置
②供給体制の充実	・小野田地区(後潟)と山陽地区(鳥越)及び宇部市(2か所)との相互融通配水管を連絡済 ・山陽地区の貯水容量増大のため西見峠に新配水池を築造中(平成28年度完成予定) ・高天原浄水場管理棟の耐震補強工事 ・残存石綿管の解消
③環境・エネルギー対策の強化	・厚東川上流の水源域に水道局が所有している水源涵養林の間伐・維持管理等を行い、その重要性について啓発活動として涵養林ハイキングを開催 ・厚狭川の豊かな流域づくり連絡会議に参画し、諸団体と協力して厚狭川流域の環境保全に取り組んでいく。
④運営基盤の強化と市民サービスの向上	・森響水(ペットボトル水)を作成し、災害避難場所に備蓄用として保管する外、市主催のイベント等でPRもかねて市民に配布 ・市広報の特集記事、水道展の開催等による水道に関する情報の提供や、アンケート調査等を行い水道使用者のニーズの把握に努めた。

## (4) 施策の取組内容の成果とその要因

## (主な成果)

- 新配水池を築造し、山陽地区の貯水池容量(5,840 m<sup>3</sup>→9,900 m<sup>3</sup>)を増大させ断水のリスクを軽減させた。(H28完成予定)
- 鴨庄浄水場を厚狭川の越流時でも断水することなく浄水処理できる施設に更新。(H28完成予定)
- 高天原浄水場の天日乾燥床の増設を行い、汚泥処理量及び処理費用を削減させた。
- 高天原、鴨庄両浄水場の塩素注入設備の更新し、危険度の高い老朽設備の解消を行った。
- 第二送水管(竜王山配水池)の改良により送水量と送水効率の向上を可能とする。(H29完成予定)
- 石綿管の完全解消により、老朽管の耐震化を推進する。(H28完成予定)
- 水道展の開催(来場者H27 2,000人・H28 2,500人)や市広報への水道特集記事の掲載等を行い啓発活動の推進した。
- これらの取り組みの結果、安全な水道水の安定供給能力を向上させた。

## (要因)

各事業について、予算作成時に水道事業総合計画で策定した実施計画との整合性をチェックし、計画的に実施したため。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

- 第一次総合計画の施策では基幹施設(構造物・送水管等)の更新に重点をおいたため、石綿管を除いた老朽配水管の更新事業については、全体事業費に中で予算を十分に配分することが困難であったため、平成30年度以降の第二次総合計画においては重点的に取り組む必要がある。
- 市内の各配水池の貯留時間に差があるので、その平準化のため配水区域の変更に向けて配水管網の整備を行っていかなければならない。

## (2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市水道事業総合計画	H19 ~ H29	市総合計画の一端を担う地域水道ビジョンとして、「基本計画」「実施計画」「財政計画」により構成され、市民から信頼される水道事業の構築のための計画的な事業運営の指針となるもの。
	~	
	~	

## (3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

人口減少により今後、有収水量・料金収入の減少が予想される中、アセットマネジメント(平成27年度策定)により示された水道施設の更新需要をもとに、経営計画・更新計画をたて着実に水道事業の運営を行っていくことが求められる。また、将来にわたり水道局単独で水道事業を運営していくことが可能なのか、現在宇部市上下水道局と検討中の広域化を推し進めていくのか、補助金・交付金の適用要件の緩和を国に求めていく等、あらゆる可能性を考慮しながらの事業運営が求められる。

## 施 策 下水道の整備

担当  
部署

下水道課

No 9 - 4

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり
基本方針	快適な生活環境を実現するとともに、河川、海などの公共用水域の水質を保全するため、効率的な下水道整備を推進します。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値 H27年度	目標値 H29年度	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
公共下水道を利用する市民の割合	処理区域内人口÷住民基本台帳人口×100	%	H19	44.1	52.6	55.0	78.0%	B
下水道・浄化槽の整備に対する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18	42.0	56.1	増やす	14.1%	A
生活排水処理率	(下水道人口+浄化槽人口+集落排水人口)÷住民基本台帳人口×100	%	H19	63.9	80.2	84.5	79.1%	B

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値 H27年度	目標値 H29年度	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
浄化槽設置595基(平成27年度～平成33年度)		基	H27	0	83	255	32.5%	D

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

①公共下水道整備の推進	汚水管網の整備を推進し、普及率の向上に取り組むとともに、汚水処理施設の整備や老朽施設の改築・更新を行った。また、合流渠からの雨天時放流水の水質改善を図った。特に修繕費を圧縮するため、全ての施設について長寿命化工事にシフトした。
②農業集落排水整備の推進	農業集落排水施設の適正な維持管理と運営を行った。
③浄化槽整備の推進	公共下水道認可区域外及び農業集落排水整備区域外における浄化槽の設置を支援した。

## (4)施策の取組内容の成果とその要因

- ・公共下水道の未整備地域における管渠整備を効率的に実施し、年1%の普及率アップを目指してきた。
- ・公共下水道の整備を効率的に実施しながら、浄化槽設置基数を地域計画に基づき、年85基を目指してきた。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

公共下水道の管渠整備は、年1%の普及率アップを目指してきたが、合併後10年間の弾力条項が27年度から適用されなくなったことと長寿命化工事を実施し始めたことにより、27年度の普及率は0.6%増にとどまった。以後の普及率も年0.5%増程度で推移すると思われるため、事業計画の変更時に、共和台、南平台、青葉台、上の郷の大型団地を整備計画区域に取り込み、今後の普及率アップにつなげたいと考えている。

平成26年度に国より今後10年程度を目途に汚水処理の概成を目指した汚水処理施設整備構想の見直しが提案され、現在策定中であるが、公共下水道、浄化槽とともに事業費の伸びが期待できないため、個人の浄化槽設置を今後促す施策が必要である。

## (2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市汚水処理施設整備構想	H22～H42	市全域の効率的かつ地域特性に応じた適正な汚水処理の整備手法を選定するための基本方針を示すものである。
山陽小野田市公共下水道事業計画	H27～H31	公共下水道の全体計画に定められた施設のうち、5から7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画で、下水道法第4条で策定が義務つけられたものである。
	～	

## (3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

山口東京理科大学の公立化と薬学部設置に伴い、周辺地域にアパートの建設需要もあり、今後の普及率増に期待している。

## 施 策 生活交通の充実

担当  
部署

土木課

No. 9 - 5

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり
基本方針	市民生活の利便性を確保するため、市道や生活道路の整備充実と適正な維持管理、鉄道・バス等の地域公共交通の利便性の向上や利用促進など生活交通の充実を図ります。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
市道改良率	改良済延長÷市道実延長×100	%	H19	56.5	57.5	57.7	83.0%	B

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

①生活道路の整備	生活交通網を充実させるため、社会資本整備総合交付金を活用して道路改良事業、橋梁補修を実施すると共に、舗装リフレッシュ工事や道路維持工事を行うことにより市道の整備や適正な管理に努めます。また、小規模土木事業により公共性の高い道路の整備を行い生活道路の充実を図ります。

## (4)施策の取組内容の成果とその要因

交通量は多いが幅員が狭く見通しが悪い道路などを、社会資本整備交付金等を利用して道路構造令に適合する道路改良を行っており、交通環境の安全性、利便性を向上させている。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

道路の整備には、費用と時間を要するため、年次計画的に推進していくことが必要である。

## (2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	~	
	~	
	~	

## (3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり
基本方針	市民生活の利便性を確保するため、市道や生活道路の整備充実と適正な維持管理、鉄道・バス等の地域公共交通の利便性の向上や利用促進など生活交通の充実を図ります。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
JR 駅の乗降客数	小野田駅、厚狭駅 (新幹線駅を含む)	万人	H18	225	206	230	0.0%	D
バスの1日当たりの利用者数	広域路線を含む	人	H18	2,900	2,463	3,000	0.0%	D

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
JR小野田線の一日当たりの乗降者数	JR小野田線の一日当たりの乗降者数	人	H20	621	452	できるだけ多く	0	D
JR美祢線の一日当たりの乗降者数	JR美祢線の一日当たりの乗降者数	人	H20	666	505	できるだけ多く	0	D

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

②地域公共交通の利用促進	<p>バスの乗降調査など実施し、利用状況の把握に努め、補助金や路線の見直しを図った。 H21年度からコミュニティバス(厚狭北部便、ねたろう号、いとね号、高畠・高泊循環線(H23))の運行を行った。 H21山陽小野田市地域公共交通総合連携計画、H28山陽小野田市地域公共交通網形成計画を策定した。</p> <p>JR小野田線の利用促進を図るため、本市の市民団体や学校関係者からなるJR美祢線・小野田線利用促進協議会を設置して、利用促進に向けた取組を行うほか、利用補助制度やPRなどを行った。</p> <p>JR美祢線の利用促進を図るため、本市と長門市、美祢市で協同してJR美祢線利用促進協議会を設置し、ラッピング列車の運行やイベント、利用助成事業などを行った。 現在、JR美祢線において、毎週(土・日)に厚狭駅発「幕末ISHIN号」が運行している。</p> <p>JR小野田線100周年記念事業を平成27年11月に実施、多くの来場者が歴史を懐かしみ、JR小野田線のPR・利用促進に繋がった。</p> <p>厚狭北部地域の26自治会の住民を対象に、H27年1月からデマンド型交通(乗合予約車両)を導入し、地域の交通不便の解消を図り、生活交通手段の確保に努めた。</p>

## (4)施策の取組内容の成果とその要因

- ・JRの利用促進を図るため、市民、関係団体、行政等で構成する利用促進協議会を設置
- ・H21年度からコミュニティバス(厚狭北部便、ねたろう号、いとね号)の運行開始
- ・H23年度からコミュニティバス(高畠・高泊循環線)の運行開始
- ・H27年1月から厚狭北部においてデマンド型交通の運行開始
- ・H28年3月に「山陽小野田市地域公共交通網形成計画」策定し、交通事業における今後5年間の方向性を示した。

公共交通については、各種の取組を行ってきてはいるが、自家用車の普及や人口減少などの影響もあり、利用者増には至っていない。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

本市のバス路線は地形的な問題もあり、幹線と支線の役割分担が不明確な状況にある。また、交通結節点の機能強化が十分に図られておらず、収益率が非常に低い路線が存在するなどしており、地域の特性や利用者のニーズに応じた見直しが必要である。JRについても、利用者増は図れていない。今後は、「山陽小野田市地域公共交通網形成計画」に基づき、「路線バスの再編」、「交通結節点や乗継拠点等の整備」、「鉄道・バスの相互利用の促進」、「情報提供の充実」、「施設や車両等のバリアフリーの推進」、「沿線施設・市民団体等との連携」、「地域が主体となった公共交通に関する取組支援」、「高校・大学・企業を対象としたモビリティマネジメントの実施」などに取り組みながら、市民、企業、沿線施設、交通事業者等と一緒に、持続可能な公共交通を作り上げていくことが重要である。

## (2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市地域公共交通総合連携計画	H21～H26	山陽小野田市の望ましい交通のあり方を明らかにするとともに、それを実現するための具体的な事業計画を掲載
山陽小野田市地域公共交通網形成計画	H28～H32	地域公共交通のマスタープランとして持続可能な公共交通のあり方について記載
	～	

## (3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

今後更なる高齢化社会をむかえ、公共交通の役割は重要となってくる。また、山口東京理科大学の公立化による学生数の増加も見込まれるため、効果的かつ、持続可能な公共交通の確立を図っていく必要がある。

## 施 策 生活交通の充実

担当  
部署

都市計画課

No 9 - 5

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり
基本方針	市民生活の利便性を確保するため、市道や生活道路の整備充実と適正な維持管理、鉄道・バス等の地域公共交通の利便性の向上や利用促進など生活交通の充実を図ります。		

## 2 成果及び施策展開

### (1) 目標指標の進捗状況

110台×365日

## (2) 事務事業で設定している目標指標の進捗状況

### (3) 基本事業(施策展開)の取組内容

③駐車場・駐輪場の整備	駅前広場利用者のモラル向上に向けた啓発として、「利用上の注意」看板を設置した。 駐輪場の環境整備のため、職員によって月2回の自転車の整頓と年2回の放置自転車の撤去を行っている。 厚狭駅南口駐車場利用者の利便性向上のため、料金の値下げを行った。

## (4)施策の取組内容の成果とその要因

駅前広場の送迎用駐車場利用者のモラル向上に向けて設置した「利用上の注意」看板設置後、状況を注視している状況である。  
駐輪場の整頓を定期的に行っているが、駅に近い駐輪場に自転車等が集中するため道路にはみ出している。  
平成28年度より厚狭駅南口駐車場料金の値下げを行った。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

駐輪場の環境整備のため、利用者数の多寡に応じた、施設の増設及び廃止を検討する必要がある。

## (2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	~	
	~	
	~	

## (3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

山陽新幹線厚狭駅南口には駐輪場がないため、厚狭駅南部地区の市街化の進展を見ながら、駐輪場の設置を検討していく必要がある。

施 策 美しいふるさと景観づくり

担当  
部署

都市計画課

No. 9 - 6

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり
基本方針	市民の景観に対する意識の高揚に努めます。また、良好な街並み景観の形成に向け、各種施策を推進します。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
街並みなど景観づくりへの取組に対する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18	42	47.3	増やす	5.3	A

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

①景観に対する意識の高揚	景観センターに登録しており、毎月の山口県景観センターメールの景観情報により、景観に対する意識を高めている。
②地域の個性ある景観の形成	良好な景観形成に取り組む景観行政団体への移行について、毎年山口県と協議を行っている。

## (4) 施策の取組内容の成果とその要因

良好な街並み景観の形成に向けては、景観行政団体に移行した上で、景観法に基づく景観計画の策定や景観条例の制定を進める必要があるが、喫緊の課題となっていない。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

景観計画の策定に向けては、第二次総合計画の策定に伴う都市計画マスタープランの見直しの中で、必要性を含めて検討を進める必要がある。

## (2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	~	
	~	
	~	

## (3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

山口県からは、市も景観法に基づく景観行政団体となり、景観計画の策定を行って景観形成の啓発を進めるよう求められている。

景観行政団体に移行した市町は、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、長門市の11市である。

施 策 省資源・循環型ライフスタイルへの転換

担当  
部署

環境課

No 10 - 1

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	10 資源循環型社会のまちづくり
基本方針	省資源・資源循環の観点から環境への負荷の少ない生活様式(エコ・ライフ)の普及啓発を図るとともに、市民・事業者等の自主的なリサイクル活動を支援する体制の整備や再生可能エネルギーを導入した持続可能な循環型社会の実現に取り組みます。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
ごみのリサイクル率	家庭から出されるごみのうちリサイクルされている割合	%	H17	21.2	23.1	28.3	26.8%	D
市民1人1日当たりごみ排出量	1日ごみ排出量÷住民基本台帳人口	g	H17	1,181.6	1260.0	1,136.6	0.0%	D

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
資源ごみ再利用化奨励補助金	年間延べ交付団体数	団体	H20	356	296	300	0.0%	B
生ごみ処理機購入補助	年間台数(電動・非電動)	台	H20	45	17	20	0.0%	B

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

①資源循環型社会への意識啓発	環境活動推進団体等と連携し3Rのチラシを作成し、全自治会に回覧することによって、ごみ減量化の第一歩として啓発した。
②リサイクル型社会への取組	資源ごみの再利用化を推進した団体に対して奨励金を交付することによって、ごみの減量化、分別意識の向上を図った。
③省資源・省エネルギー対策の推進	本庁舎の照明器具を省電力型に更新し、省エネルギー化の推進に取り組んだ。
④再生可能エネルギー利用促進への取組	本庁舎及び厚狭地区複合施設の屋上に太陽光発電システムを設置し、エネルギー源の多様化に取り組んだ。

## (4)施策の取組内容の成果とその要因

- ・資源ごみ再利用化の推進に伴う補助金交付について、当初の目的であるごみの減量化と資源ごみの分別に向けての推進啓発は、ほぼ達成されたと判断できるところまでできている。市民誰もがごみの分別の前に資源ごみを仕分けることは理解できている。

**3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性**

## (1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

省資源・資源循環の観点において、各個人の生活を見直し、身近なところから環境への取組を行うとしているが、これらの問題は急に浮上しているものではない。長期的な視野をもって市民のライフスタイルに自然に溶け込むよう習慣づけが第一と考える。

## (2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
一般廃棄物処理基本計画	H19～H33	長期的、総合的視点に立って一般廃棄物を適正に処理するために推進すべき施策・事業の基本方針を示したものである。
	～	
	～	

## (3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

CO<sub>2</sub>削減のため、再生可能エネルギー等の導入(公用車へEVの導入、充電インフラの設置、太陽光発電、蓄電池の導入等)について検討していく必要がある。

施 策 省資源・循環型ライフスタイルへの転換

担当  
部署

環境事業課

No. 10 - 1

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	10 資源循環型社会のまちづくり
基本方針	省資源・資源循環の観点から環境への負荷の少ない生活様式(エコ・ライフ)の普及啓発を図るとともに、市民・事業者の自主的なリサイクル活動を支援する体制の整備や再生可能エネルギーを導入した持続可能な循環型社会の実現に取り組みます。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
ごみのリサイクル率	家庭から出されるごみのうちリサイクルされている割合	%	H17	21.2	23.1	28.3	26.8%	D
市民1人1日当たりごみ排出量	1日ごみ排出量÷住民基本台帳人口	g	H17	1,181.6	1,260.0	1,136.6	0.0%	D

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

②リサイクル型社会への取組	小型家電に含まれる鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属を回収するとともに、鉛などの有害物質を除去し適正処理するため、市が回収した小型家電を国の認定事業者に引渡し処理をしている。

## (4)施策の取組内容の成果とその要因

「使用済み小型家電回収ボックス」を市内各公民館等に設置することで市民に回収を周知している。その結果、回収に供される小型家電が一定量あり、全量国の認定業者に引渡し処理している。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

計画どおり事業展開することが妥当である。

## (2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	～	
	～	
	～	

## (3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

いわゆる3Rのうちの端緒であるリデュースの段階に重点を置き、引き続きゴミ減量化へ向けて一層の啓発に努めていく必要がある。

施 策	省資源・循環型ライフスタイルへの転換	担当 部署	企画課	No 10 - 1
-----	--------------------	----------	-----	-----------

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	10 資源循環型社会のまちづくり
基本方針	省資源・資源循環の観点から環境への負荷の少ない生活様式(エコ・ライフ)の普及啓発を図るとともに、市民・事業者等の自主的なリサイクル活動を支援する体制の整備や再生可能エネルギーを導入した持続可能な循環型社会の実現に取り組みます。		

## 2 成果及び施策展開

### (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

### (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
市民環境フォーラム開催回数		回	H22	1				

### (3)基本事業(施策展開)の取組内容

③省資源・省エネルギー チラシ発行の推進	市民の環境意識の向上を図ることを目的として、環境フォーラムを開催した。

**(4)施策の取組内容の成果とその要因**

平成22年度まで企画課が環境フォーラムを開催していたが、平成23年度以降は環境課へ事業を移管した。

**3. 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性****(1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題****(2)関連する個別計画**

計画名	計画年度	計画内容
	～	
	～	
	～	

**(3)施策を取り巻く状況**

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

施 策 環境衛生の向上

担当  
部署

環境事業課

No 10 - 2

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	10 資源循環型社会のまちづくり
基本方針	快適で衛生的な生活環境を確保するため、廃棄物の適正な処理と環境美化の推進に努めます。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
処理量・処分量		t			29,630			
し尿及び浄化槽汚泥処理量		t			33,269			

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

①ごみ処理体制の充実	一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの収集・処理体制を整備するとともに新ごみ処理施設の整備を進めた。
②し尿処理体制の充実	市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬及び処理・処分は廃棄物処理法により市の固有事務となっている。市では許可により収集・運搬し、小野田浄化センターで処理・処分を行っている。
③産業廃棄物処理対策の促進	事業系一般廃棄物への混入を防止するため、排出事業者、搬入事業者別に分別の徹底を指導した。

## (4)施策の取組内容の成果とその要因

## ①ごみ処理体制の充実について

平成27年3月に新ごみ処理施設が竣工・稼動したことで焼却処理体制の充実に向けて取り組んでいる。持込ごみの検査等を行い違反ごみの排除に取組み焼却施設の延命化を図っている。

## ②し尿処理体制の充実について

平成27年度に焼却設備を廃止し、汚泥搬送装置を設置し施設の延命化を図った。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

①ごみ処理体制の充実②し尿処理体制の充実とともに地方自治法第2条で定める自治事務であり、如何なる理由があつても事業の停滞・遅滞は許されるものではない。しかし、昨今では修繕費等について予算措置の点で不採用或いはローリングされることも多い。そのため、特に小野田浄化センターでは施設の不具合を抱えたままで地方自治法が要請する基礎的自治体としての義務を全うできないのではないかとの危惧が生じている。

## (2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
山陽小野田市一般廃棄物処理基本計画	H19～H33	長期的、総合的視点に立って一般廃棄物を適正に処理するために推進すべき施策・事業の基本方針。本計画に基づき市民・事業者・行政が各々の役割を果たし循環型社会を形成していくものとする。
山陽小野田市地域循環型社会形成推進地域計画	H22～H26	省資源・資源循環の観点から環境への負荷の少ない生活様式(エコ・ライフ)の普及啓発を図るとともに、市民・事業者等の自主的なリサイクル活動を支援する体制の整備を図る。
山陽小野田市分別収集計画	H23～H27	①容器包装廃棄物の排出抑制、再使用の推進を図る。 ②徹底した分別の実施により、効率的・効果的なリサイクルを行う。 ③市民・事業者・行政の三社が一体となり、資源の有効な利用の確保を図る。

## (3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

人口減少による処分量・処理量の減少

施 策 環境衛生の向上

担当  
部署

土木課

No. 10 - 2

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・つるおいのある快適なまちづくり	政 策	10. 資源循環型社会のまちづくり
基本方針	快適で衛生的な生活環境を確保するため、廃棄物の適正な処理と環境美化の推進に努めます。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
年間搬入量(建設残土等)	1年間に受け入れた建設残土やがれき類の量	m3	H18	300,000	282,970	300,000	100.0%	A
水質基準不適合件数	維持管理計画で設定した水質基準	件	H18	0	0	0	100.0%	A

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

③産業廃棄物処理対策の促進	公共事業の建設残土やがれき類を処分することを目的として建設した有帆緑地処分場については、平成29年度で受け入れ容量の30万m <sup>3</sup> を満足する予定であり、周辺環境の維持保全や処理場内の整備などを行い適正な維持管理を行った。

## (4)施策の取組内容の成果とその要因

有帆処分場については、建設残土等の処理場として適正に管理を行ってきた。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1)第一次総合計画から見えてきた現状と課題

有帆緑地処分場が公共残土処分場としての役割を終えることとなり、山陽小野田市の公共残土処分場がなくなる。

これに伴い公共工事の残土処分が任意処理となるため、建設残土の処理については、関係法令に適合することを確認する必要がある。

## (2)関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
	~	
	~	
	~	

## (3)施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

有帆処分場については、建設残土等の処理場として適正に管理を行い平成29年度にその役割を終える予定である。今後は、当初の計画に基づき公園として整備を行うこととなる。

## 施 策 環境衛生の向上

担当  
部署

環境課

No. 10 - 2

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章 うるおいのある快適なまちづくり	政 策	10 資源循環型社会のまちづくり
基本方針	快適で衛生的な生活環境を確保するため、廃棄物の適正な処理と環境美化の推進に努めます。		

## 2 成果及び施策展開

## (1) 目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
ごみ対策、リサイクル対策に対する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18	55	72.4	増やす	51.2	A
アダプトプログラム※の登録者数	—	人	H18	245	290	400	29.0%	D
※アダプトプログラム:個人又は団体が後援等の公共の場所を自分の土地であるかのように責任をもって清掃、美化活動を行う事業で、その仕組みを「adopt(要旨にする)」に例えられ、このように呼ばれている。								

## (2) 事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
アダプト参加団体数	参加団体数	団体	H21	34	23	25	0.0%	D
海岸清掃	年間回数	回	H20	2	2	2	100.0%	A
火葬件数(胞衣、身体の一部除く)	年間件数	件	H20	681	833	833	100.0%	A

## (3) 基本事業(施策展開)の取組内容

④斎場・霊園の整備	平成31年度の供用開始を目指し、老朽化した山陽斎場及び小野田斎場を一つにし建て替えを行う。また、霊園については過去において不足していた霊園の区画整備を済ませ、定期的な区画貸出しを行っている。
⑤環境美化の推進	市民に対して、ごみ問題に関する意識改善の向上を図るために、環境衛生推進団体とも協働して環境美化に対する啓発を行っている。また、環境全般に関する苦情処理を積極的に行うことによって快適で衛生的な生活環境の確保に取り組んでいる。

## (4) 施策の取組内容の成果とその要因

- ・新火葬場建設に向けては、平成25年度に基本方針を掲げ、平成26年度に基本計画、平成27年度には設計業者、火葬炉業者の選定を行うなど、関係団体や内部協議を進め、平成31年度の供用開始に向けて、一部前倒しはあったものの、ほぼ計画どおりに事業を行ってきてている。
- ・生活衛生の維持・向上に向けて、環境衛生推進団体と協働し、市内全地区の自治会員等の協力を仰ぎ不法投棄パトロールや海岸漂着物清掃などを開催し、環境美化に対する活動推進に一定の成果を上げてきている。

## 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

老朽化していた火葬場を建て替えることにより、環境衛生の向上に寄与できる。平成31年度の供用開始までは、様々な問題をクリアしていく必要があるが、市民のニーズをできる限り考慮した新火葬場となるよう建設を進めなければならない。

## (2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
新火葬場建設基本計画	H25～H31	新火葬場建設に向けての基本コンセプトを決定し、建設場所や規模等を検討した計画である。
	～	
	～	

## (3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

新火葬場建設事業においては、今後予想される社会変化の一つとして、社会的問題にも取り上げられている少子高齢化の推移を的確に把握していくことが求められることはいうまでもない。2つの斎場を1つに統合するものの、過大又は過小施設となり過ぎないように注意しつつ、現代人の求める葬祭スタイルの変化(ニーズ)にも対応できる施設としなければならない。

## 施 策 環境保全対策の推進

担当  
部署

環境課

No. 10 - 3

## 1 施策の位置づけ

基本目標	第3章・うるおいのある快適なまちづくり	政 策	10 資源循環型社会のまちづくり
基本方針	市民が健康で安心して暮らせる、公害のない、快適で良好な生活環境の確保に努めます。また、地球環境問題の解決を目指し、市民や事業者、行政が一体となって、環境への負荷の少ない社会への転換を図ります。		

## 2 成果及び施策展開

## (1)目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
公害防止の推進に対する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18	50.0	58.2	増やす	8.2	A
地球温暖化防止対策の推進に対する市民満足度	市民アンケート調査	%	H18	38.0	47.5	増やす	9.5	A

## (2)事務事業で設定している目標指標の進捗状況

指 標	説 明	単位	基準値		現状値	目標値	達成率	達成度 (進捗評価)
			基準年	数 値				
環境・公害監視に係る調査検体数	検体数	検体	H20	10,287	6,691	6,753	0.0%	A
市有施設等水質測定に係る検体数	検体数	検体	H20	3,180	4,863	4,436	134.0%	A
受託測定に係る検体数	検体数	検体	H20	3,833	2,598	2,637	0.0%	A

## (3)基本事業(施策展開)の取組内容

①発生源対策の推進	企業と環境保全協定を締結し、工場の新增設の際は、協定に基づく事前協議により環境への負荷をチェックするなど、公害の未然防止に努めた。
②環境監視体制の充実	環境基準、規制基準、協定値等の超過を監視し、また企業の進出時の事前評価の基礎資料等とする。公害を起こさないよう企業の指導や環境展等での啓発に役立てる。このことにより、公害のない、快適で良好な生活環境の確保に努めた。
③総合的な環境管理の推進	工場の新增設等、重大な案件は環境審議会に諮問し、答申を得た上で市が承認する。
④地球環境問題への取組	地球温暖化防止対策に向けて、率先実行推進計画やその行動マニュアルを作成し、温室効果ガス排出量削減の目標達成に取り組んだ。
⑤環境情報の提供	市の環境状況等の概略をまとめた環境白書を発刊した。また、環境問題や各種啓発について、広報誌や市ホームページを活用した。

## (4) 施策の取組内容の成果とその要因

- ・調査分析について、年間計画に沿って実施した。
- ・工場を抱える企業と、環境保全協定を締結することによって、それぞれに設定している基準値内に収めるよう、企業と環境課で公害の未然防止に努めている。

### 3 第二次総合計画策定に向けた施策取組の方向性

## (1) 第一次総合計画から見えてきた現状と課題

- ・環境調査センターの現状は、今の状況を維持することが、分析業務を外部発注するより有利である。しかし数年後は、施設の老朽化や人員等の問題で今後を検討する必要がある。分析業務について、山口東京理科大学機器分析センターの活用が可能か等検討の余地あり。

## (2) 関連する個別計画

計画名	計画年度	計画内容
第2次山陽小野田市率先実行計画	H24～H27	本市が一事業者、一消費者としての立場から環境負荷の低減に向けた取り組みを行うとともに温室効果ガスの削減を目指すための第2次行動計画である。
	～	
	～	

## (3) 施策を取り巻く状況

※市民のニーズ・地域の取組状況、国・県・他市の動向、今後予想される社会変化等

環境調査センターの分析機器の更新に対してJKAの補助を活用することができる。次の産学公連携の考え方方が補助条件に合致している。

「市は、環境保全条例に基づき、市内企業と「環境保全に関する協定」を締結しています。これらは、協定企業の事業活動に伴う生産設備及び公害防止施設の新設、増設、機種変更、排水の処理等の方法を変更する際に、事前協議を義務づけることなどを規定しています。また、必要に応じて学識経験者もメンバーに入っている環境審議会に諮ることとしています。こうした相互の共通認識のもと、当市環境課及び環境調査センターでは、地元企業の工場排水を監視し、公害防止のための措置を迅速かつ適正に講じられるよう、必要な調査及び研究を行っております。当市は、県と違い規制機関ではないため、当センターの機器で、検査、測定を実施し、結果を地元企業へフィードバックすることで、企業の環境対策に役立っています。」この産学公の考え方は重要である。